

民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と
亜東関係協会との間の取決め

民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と
亜東関係協会との間の取決め

一 財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、千九百七十二年十二月二十六日に締結した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第三項（十一）及び（十二）に関連し、次に掲げる事項の実施について必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

1 交流協会が亜東関係協会に対して通知する航空企業は、次に掲げる商業航空路線において定期航空業務を運営する。

- (a) 日本内の地点—台北及び（又は）高雄—アジアにおける六地点
- (b) 日本内の地点—台北—マニラ

2 亜東関係協会が交流協会に対して通知する航空企業は、次に掲げる商業航空路線において定期航空業務を運営する。

- (a) 台北及び（又は）高雄—東京（羽田）—ホノルル—サン・フランシス

コ又はロス・アンゼルス

(b) 台北及び（又は）高雄―東京（羽田）―アンカレッジ―サン・フランシスコ

(c) 台北及び（又は）高雄―東京（羽田）及び（又は）日本内の後に合意するほかの一地点―釜山及びソウル

3 1又は2にいう航空企業は、1又は2に掲げる商業航空路線上の中間地点における着陸を省略していずれかの地点の間の無着陸飛行を行うことができる。

4 1又は2に掲げる商業航空路線における定期航空業務に従事すると否とを問わず、定期航空業務に従事する相手方の航空企業は、無着陸横断飛行権及び技術着陸権を享有する。

本項は1又は2に掲げる航空企業が運航を開始する時に同時に実施するものとす。

5 1及び2にいう定期航空業務の運営に関し、1及び2にいう航空企業は、

双方の間で運航回数、使用機材、運賃等に関する業務取決めを早急に締結するものとする。

6 1及び2にいう定期航空業務の安全かつ円滑な運営を確保するため、国際民間航空機関等によつて確立されている標準方式及び手続が準用される。

二 両協会は一の1又は2に掲げる商業航空路線について関係当局の許可に変更がある場合、相手方の航空企業が路線の変更を希望する場合又はこの取決めの円滑な実施のために双方が特に必要と認める場合には、所要の調整を図るために協議し必要に応じこの取決めを修正するものとする。

三 この取決めは、千九百七十五年七月九日に効力を生ずるものとし、いずれか一方の協会がこの取決めを終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後九十日で終了するものとする。

本取決めは日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、以上の証拠として、千九百七十五年七月九日、台北において、これに署名した。

財團法人 交流協會代表

亞東關係協會代表

馮越禮三

板垣修

卜部敏男

張研田

馬樹禮

吳玉良

合 意 議 事 録

- (一) 一のノの日本内の地点は東京及び他の一地点とする。
- (二) 一のノ(a)のアジアにおける六地点とは、香港、シンガポール、バンコック、クアラルンプール、ジャカルタ、ダツカ等で亜東関係協会の同意する地点とする。
- (三) 一のノの規定は、台北・高雄と日本の二地点の間のみを運航を妨げるものではない。
- (四) 一のノの前段の規定は、定期、不定期を問わず相手方のすべての民間航空機に認めるものとする。
- (五) 一のノの後段の規定は、いずれか一方の航空企業が運航を開始し得る態勢となつた時点(たとえば、当該企業が相手方から運航許可を得た時点)から有効とする。
- (六) 一のノの使用機材とは機種を含むものとする。

(出) 本合意議事録は取決めの解釈について両協会当事者の了解文
書として作成したもので本取決めと一体をなすものである。

一九七五年七月九日

財団法人交流協会代表

亜東関係協会代表

出越 復三
板垣 修
卜部 敏男
張 研田
馬 樹禮
吳 玉良

書簡をもつて啓上致します。本会長は、民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め5に関し、財団法人交流協会の代表者と亜東関係協会代表者との間で次の了解に到達したことを通報致します。

両協会は、民間航空業務に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めノ及び2にいう定期航空関係業務の運営に関し、同業務の開始に先立ち運航回数、使用機材、運賃、運航時刻、業務代理等に関する取決めが両協会間又は同取決めノ及び2にいう航空企業の間で締結されるよう配慮するものとする。

本会長は、以上を申し進めるに際し、ここに貴理事長に敬意を表します。

一九七五年七月九日台北で

財団法人交流協会会長

嵯越徳三

亜東関係協会理事長

張 研 田 殿